

# 2022 disclosure

愛媛県信用保証協会レポート



愛媛県信用保証協会  
EHIME GUARANTEE

## ごあいさつ



愛媛県信用保証協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も事業実績や経営計画など当協会の業務内容を幅広く皆様にお知らせするため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌を通じて、協会の業務への認識を深めていただきますとともに、有効にご活用いただければ幸いに存じます。

2021年度の県内経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の浸透などから感染の広がりも落ち着きをみせ、プレミアム付商品券の発行や県内宿泊割引キャンペーンの実施などの施策により、個人消費も緩やかに持ち直しの兆しが見られました。しかし、2022年に入り「オミクロン株」の感染拡大による行動規制の強化に加え、ウクライナ情勢に伴う原油や資源価格の高騰による収益の悪化、また円安進行に伴う値上げ、個人消費の低迷など懸念材料が多く、地域経済は依然厳しい状況下にあります。

そのような中で、当協会は2021年4月に設置をした「ウィズコロナサポート班」を中心として、厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者に内在する経営課題の抽出、その課題解決に努めるなど、経営者に寄り添ったプッシュ型経営支援に取り組んでいるところです。

さらに、2022年度は当協会自らが主体となり、能動的な行動に取り組むべく組織体制を強化するとともに、目指す経営支援を明確な形とすることから、支援対象をカテゴライズし、経営者の良き相談相手として共同で経営課題の解決を図るなど、事業継続に向けた取り組みを実施してまいります。

なお、コロナ禍における先行きの不透明感に加え、財務基盤の劣化や収益構造の変遷など中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は厳しさを増す中、国や地方公共団体より追加の緊急経済対策も打ち出されております。2022年4月からは、愛媛県緊急経済対策特別支援資金に県が保証料の一部補助を行う伴走支援枠を活用した新たな資金ニーズの対応と既往借入金の集約化を図るなど、事業活動に支障が生じることのないよう、全力を挙げて資金繰り支援や経営支援に取り組む所存であります。

今後も金融機関や商工団体をはじめ支援関係機関との連携を深め、県内の中小企業・小規模事業者に対する金融から経営支援まで、フルパッケージの連携支援体制を築き、地域経済の発展と地域創生への貢献を果たして参りたいと考えております。

皆様には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

愛媛県信用保証協会 会長

上甲 俊史

# 2022 disclosure



## 目次 contents

### 信用保証協会の目的と概要

目的、基本理念、シンボルマーク	2
プロフィール、沿革、根拠法律と主務大臣	3
信用補完制度について、地方公共団体と当協会の関係	4
信用補完制度のしくみ	5

### 当協会の業務について

保証をご利用いただける方、保証の内容	6
信用保証業務の流れ	8
責任共有制度について	9
信用保証料について	10
創業支援の取組について	11
経営支援・再生支援の取組について	12
広報活動について	14

### 2021年度事業報告

事業概況	16
信用保証実績	18
経営者保証に関するガイドラインについて	20
貸付条件変更の取組について、セーフティネット保証の取組について、相談窓口について	21
2021年度トピックス	22

### 2022年度経営計画

2022年度経営計画	24
------------	----

### 2021年度財務報告

貸借対照表、2021年度貸借対照表(図解)	26
収支計算書、2021年度収支計算書(図解)	28
財産目録	30
基本財産	31

### コンプライアンスと個人情報の取扱い

コンプライアンス態勢	32
個人情報保護への取組	34

### 役員構成・組織図・ネットワーク

役員構成	36
組織図	37
ネットワーク	38

## 目的

愛媛県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

### 中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を目指して

#### 中小企業のために

日本の産業社会において、事業所数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

愛媛県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の強力な「保証人」となって、中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

#### 金融機関とともに

信用保証協会は中小企業の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業の活力を創造していきます。

## 基本理念

信用保証協会は、

- ① 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③ 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

## シンボルマーク



愛媛県信用保証協会  
EHIME GUARANTEE

当協会のシンボルマークは、金融機関と一体となって、事業者をサポートしていく「愛媛県信用保証協会」の姿を、EHIME GUARANTEEの「E」と「G」を中心で合わせたフォルムで現したものです。愛媛のイメージカラーであるオレンジの濃淡で構成された優しいカタチのマークは、ハート型の笑顔にも見え、金融機関や事業者との、良好で強力な信頼関係をアピールしたものです。

## プロフィール

(2021年度末現在)

設立	1949年4月30日
人格	信用保証協会法に基づく特殊法人
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条)
基本財産	137億4,047万円
保証債務残高	〈件数〉3万2,148件 〈金額〉3,209億4,859万円
保証業務の最高限度	基本財産の50倍(定款第7条)
保証利用度	43.77% (保証利用企業者数19,040者/中小企業者数43,500者)
役員員数	73名 (2022年4月1日現在)

## 沿革

1949年 2月21日	社団法人愛媛県信用保証協会の創立総会開催
1949年 3月28日	社団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
1949年 4月30日	設立登記
1949年 5月 1日	事務所を松山市二番町45番地、愛媛県商工会議所連合会内に置き、信用保証業務開始
1950年 8月14日	財団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
1950年10月20日	設立登記
1954年 6月25日	信用保証協会法による特殊法人に組織変更認可
1954年 7月 5日	組織変更登記
1973年12月 1日	主たる事務所を松山市一番町4丁目1番地2へ移転
2019年10月15日	主たる事務所を現在地、松山市千舟町3丁目3番地8へ移転

## 根拠法律と主務大臣

### 1. 根拠法律

信用保証協会法(以下「法」という)

### 2. 主務大臣

内閣総理大臣及び経済産業大臣…(法第48条)

金融庁長官……………(法第50条1項に基づく権限の委任(内閣総理大臣))

地方支分部局長……………(法第50条2項に基づく権限の委任(経済産業大臣))

財務局長又は財務支局長…(法第50条2項に基づく権限の委任(金融庁長官))

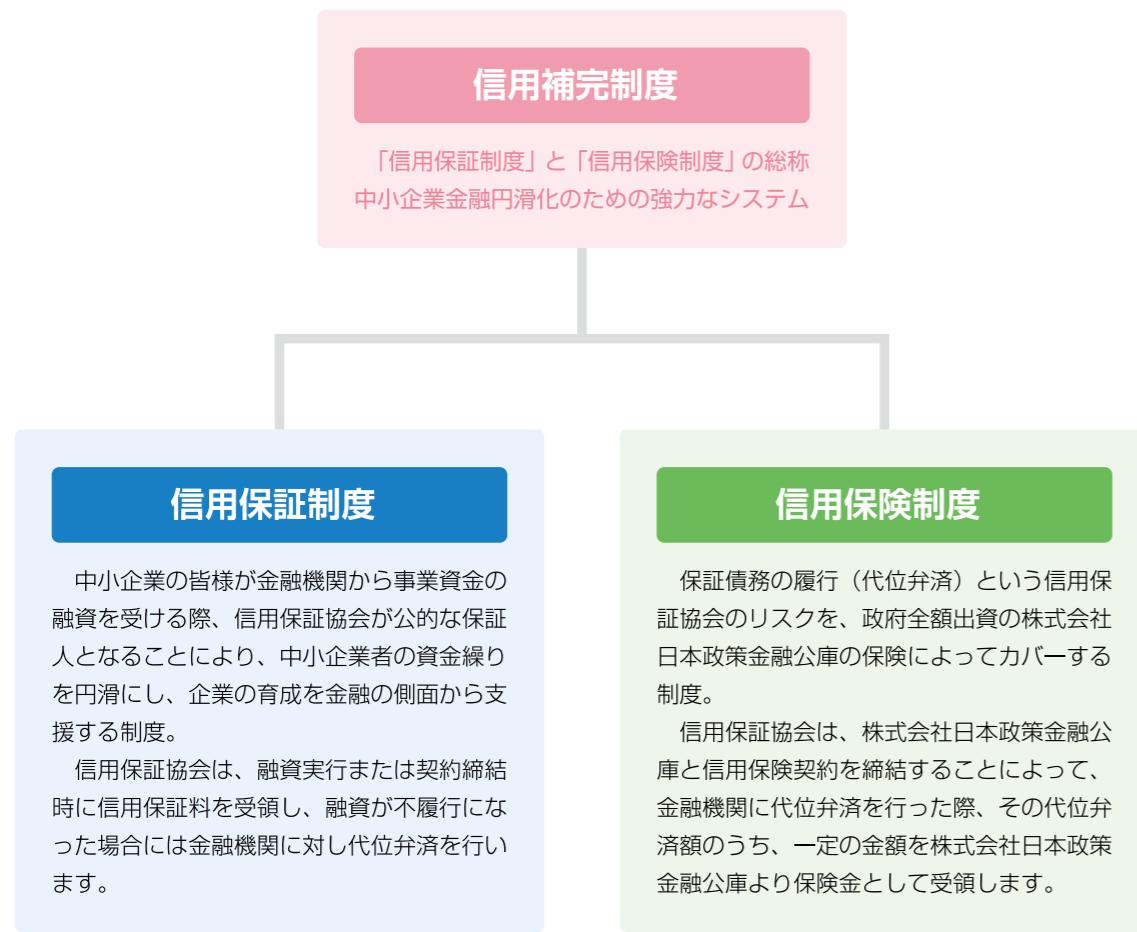
都道府県知事……………(法第51条に基づく権限の委任(内閣総理大臣および経済産業大臣))

## 信用補完制度について

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と株式会社日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的裏付けを行い、さらに、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。

これにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。このように「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。



## 地方公共団体と当協会の関係

愛媛県及び県内市町は、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。

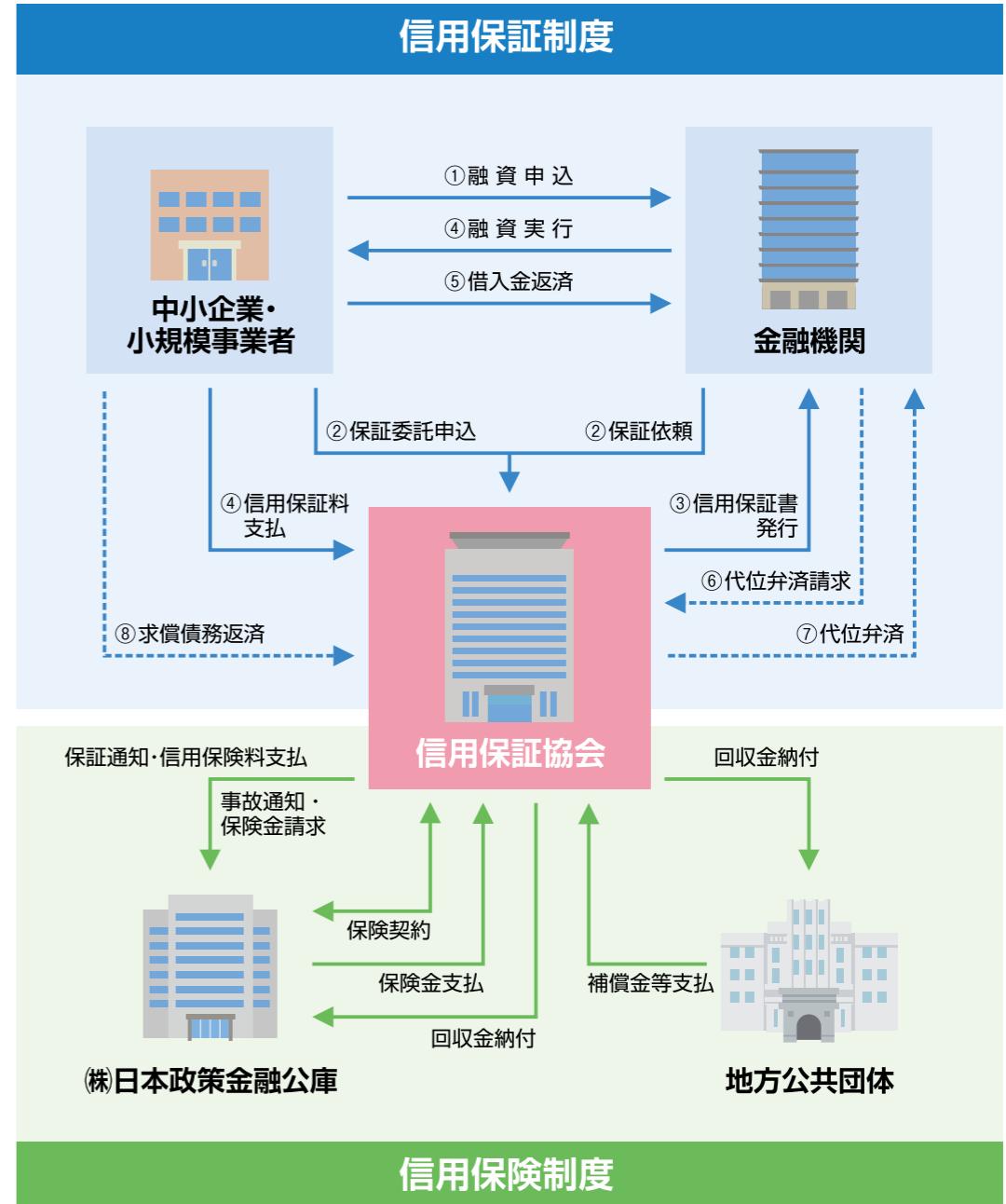
県内金融機関は、県及び市町からの預託を受け、この資金を原資として低利での融資を行っています。

また、県及び市町は、実施している融資制度の一部の制度で、当協会が代位弁済したものについて、損失補償契約に基づき、株式会社日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の一部を損失補償金として当協会に交付します。

2021年度当協会は、県から922千円を損失補償金として受領しました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を損失補償金の受領割合に応じて県及び市町に納付します。

## 信用補完制度のしくみ



## 保証をご利用いただける方

### ■ 業歴・所在地

個人事業主の方は、住所または事業所のいずれかが、法人の方は、本店または事業所のいずれかが愛媛県内にあって事業を行っていればご利用いただけます。

\*保証制度によっては、愛媛県内の業歴等資格要件を定めている場合があります。

### ■ 企業規模

個人事業主の方は、常時使用する従業員数が、法人の方は、資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当していればご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用の従業員
製造業等(運輸業・建設業を含む。)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人	—	300人以下

\*ソフトウェア業や旅館業など一部の業種（政令特例業種）については、上記基準がさらに緩和されます。

\*生計を一している家族従業員、会社役員、全くの臨時のな社員は「常時使用の従業員数」に含まれません。

\*製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいいます。

\*特定非営利活動法人（NPO法人）には資本金の概念が無く、雇用契約関係が無いボランティア社員等は従業員に含まれません。

### ■ 業種

ほとんどの業種が対象となります。農林漁業、金融業、性風俗関連特殊営業や、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのある飲食店、宗教法人、非営利団体などの業種は対象となりません。

また、許認可等が必要な業種を営む方は、その許可等を受けていることが必要です。

## 保証の内容

### ■ 保証限度額

個人・法人・医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

\*上記保証限度額のうち無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額2,000万円を含みます。

\*ご利用に際しては別途要件があります。（従業員数・居住要件・納税要件等）

\*国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。

\*県・市町の制度融資の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている融資限度となります。

### ■ 資金用途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

### ■ 保証期間

運転資金	15年以内（特別な場合については20年以内）
設備資金	15年以内（土地・建物取得資金については20年以内）

\*県・市町の制度融資や保証協会制度で独自に期間を定めているものについては、各々の制度融資で定めている期間によります。

\*特別な場合とは、特別な取扱いを定めた「商品」等が該当します。

### ■ 担保

必要に応じて不動産などを提供していただきます。

### ■ 連帯保証人

個人	原則として不要
法人（組合）	原則として法人代表者（代表理事）以外の保証人は不要（注）

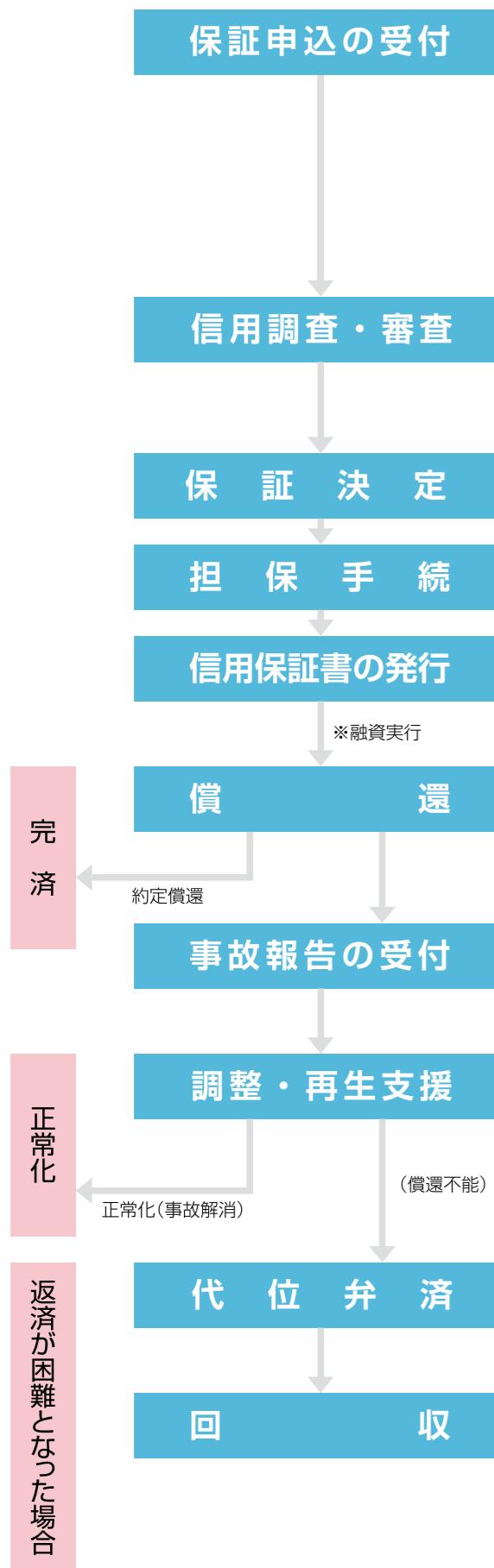
(注) 経営者保証ガイドラインの運用見直しにより、一定の要件を満たす場合は経営者保証を不要とする取扱いが可能となりました。

## 保証をご利用になれない方

次のいずれかに該当する方は、信用保証協会の保証をご利用になれます。

- ① 信用保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方やその関係人の方（所定の要件を満たしている場合には、例外的に認められる場合があります。）
- ② 信用保証協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
- ③ 手形、小切手について不渡りがある方、銀行取引停止処分を受けている方
- ④ 借入れ（信用保証協会の保証付融資、金融機関プロパー融資等）について、返済を延滞している方
- ⑤ 会社更生、民事再生等法的整理手続中の方（事業再生保証の対象となる方を除きます。）
- ⑥ 税金を滞納し、完納の見通しが立っていない方
- ⑦ 休眠会社
- ⑧ 保証申込について、暴力団金融あっせん屋等の第三者の介在が判明した方
- ⑨ 暴力団不法行為者、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者であると信用保証協会が判断した方

## 信用保証業務の流れ



中小企業者等が信用保証の申込をする場合、信用保証協会の窓口、あるいは商工団体・地方公共団体等を通じて申込む方法（斡旋保証）と金融機関に対して保証付き融資を申込む方法（金融機関経由保証）の二通りがあります。これは金融機関と中小企業者等を信用保証協会が結び付けるという「斡旋保証」と、保証手続きの迅速化を図るという「経由保証」のそれぞれのメリットがあります。いずれの方法においても、信用保証委託申込書等の必要書類一式を提出していただきます。

保証申込を受けた信用保証協会は、経営者の人柄、企業の将来性や発展性、財務内容、返済能力等について総合的に信用調査を行います。事業内容の検討や面談、現地調査に基づき、企業の将来性や返済能力などについて審査します。

審査の結果、保証承諾する場合は、金融機関あてに「信用保証書」を発行します。金融機関ではこの信用保証書に基づいて融資を実行します。融資の際には、金融機関が定める所定金利とともに、保証内容によって定められた保証料が必要となります。この保証料は、株式会社日本政策金融公庫に対する保険料や信用保証協会を運営する上で必要な費用等に充当します。

※信用保証協会の役割は、融資を保証することであり、信用保証協会が直接、中小企業者等へ融資を実行するわけではありません。

融資を受けた中小企業者等は、金融機関との約定どおり債務を返済（償還）します。この償還が滞りなく行われているかを継続して把握すること（期中管理）も信用保証協会の役割の一つです。

金融機関において、廃業や法人の解散、休業、経営者の死亡などの理由により、返済の履行が困難と判断された場合、信用保証協会へ事故報告書が提出されます。

借換や返済条件の変更など、金融機関と協力して早期に経営支援・再生支援策を講じることによって事業の継続を支援します。

倒産などの事由により中小企業者等が債務を返済できない事態（償還不能）となった場合、信用保証協会では償還不能となった元本および利息を、中小企業者等に代わって金融機関に支払います。これを「代位弁済」といいます。代位弁済が行われると、金融機関に代わり信用保証協会が債権者となります。

代位弁済後、信用保証協会は代位弁済額の一定割合を株式会社日本政策金融公庫から受領し、中小企業者等からの債権回収の義務を負います。信用保証協会では中小企業者等の実状に応じて債権の回収を図り、回収の都度、その回収金を填補された割合（保険填補率）に応じて株式会社日本政策金融公庫に返納します。この債権を「求償権」と呼び、求償権回収は信用保証協会の大切な業務となっています。

## 責任共有制度について

金融機関と信用保証協会とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携を強化して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的として、2007年10月より「責任共有制度」が導入されました。

これにより、責任共有対象の保証制度については、信用保証協会が80%、金融機関が20%の負担割合で責任を共有することとなりました。

### ■ 責任共有制度の概要

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」二通りの方式があります。金融機関は、いずれかの方式を選択します。

#### 部分保証方式

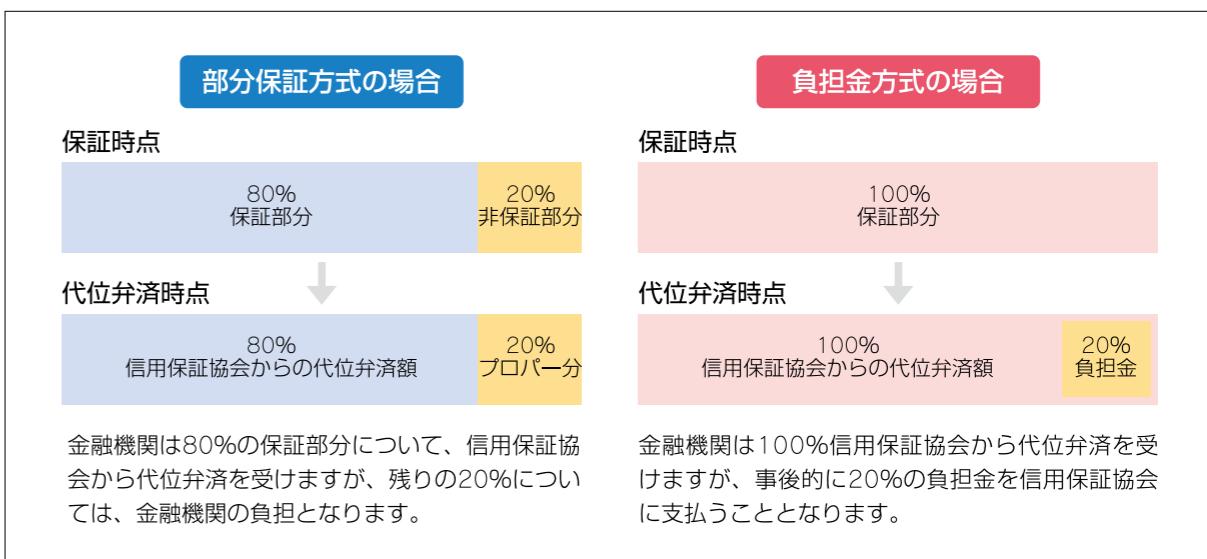
金融機関が行う融資額の80%を保証する方式

#### 負担金方式

金融機関の保証利用実績（保証債務平均残高、代位弁済実績等）に基づき一定の負担金を事後に支払う方式

※個々の融資では100%保証となり、代位弁済金額も融資残高100%です。

### 金融機関の負担部分のイメージ図



### ■ 責任共有制度の対象

一部の保証を除き、原則として全ての保証制度が対象となります。

例外として、以下に掲げる保証については、信用保証協会が100%責任を負担します。

#### 責任共有対象外となる保証制度

創業者や小規模事業者を対象とする保証制度、大規模な経済危機や災害時における保証制度など、信用保証協会が100%責任を負担する保証制度があります。

例：創業関連保証・創業等関連保証・経営安定関連保証（1～4号・6号）・危機関連保証・小口零細企業保証 等

## 信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者に、保証利用の対価としてお支払いいただくものです。

信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。

信用保証料の徴収については、約定書第8条第1項で金融機関に委託しており、支払方法は、一括払いと分割払いがあります。

### ■ 信用保証料率

2006年4月1日より全国統一で信用保証料率を弾力化するリスク考慮型保証料率体系を導入しています。これは、2005年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者の発展を応援することを目的としており、基本的に一律とされた信用保証料率を中小企業者の財務内容等に応じて0.45%～1.90%（※責任共有対象外のものについては0.50%～2.20%）の9段階にしたものです。

このリスク考慮型保証料率体系は、原則として、すべての保証制度に適用されますが、政策的に配慮された特別な保証であるセーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、流動資産担保融資保証などは対象外になります。

なお、最終的な信用保証料率は、中小企業者ごとに定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

### ■ 信用保証料の割引について

次の①または②に該当する場合は、それぞれ保証料率を0.1%引き下げます。

①会計参与設置会社の場合

②有担保保証の場合

※制度によって割引の適用がされない場合もあります。

### ■ 信用リスクの評価

リスク考慮型保証料率の決定にあたっては、一般社団法人CRD協会の予想デフォルト確率を利用します。

※一般社団法人CRD協会とは、2022年4月現在、168の金融機関等が会員となっており、約432万の中小企業データが蓄積されている、中小企業に関する日本最大のデータベース機関です。

#### 【基本保証料率】

(単位：年率%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

### ■ 保証料の返戻

保証料は違算過収の場合を除いて、原則として返戻しません。

ただし、被保証債務の繰上完済の場合は、返戻保証料が1件1,000円を超えるものについて返戻することができます。

## 創業支援の取組について

当協会では、「創業支援チーム」を組成し、創業前、創業時、創業後の各ステージに応じた創業支援に積極的に取り組んでいます。

### ■ 創業支援チーム

少子高齢化・人口減少等社会構造が変化する中で、地域経済の持続的発展に向けて創意工夫をこらした創業支援をおこなうため、2017年4月に、「愛媛県信用保証協会創業支援チーム」を設置しました。県内全支所に創業アドバイザーを配置し、地域に密着した伴走型の創業サポートを実施しています。

### ■ 具体的支援方法

#### ● 創業セミナー

創業セミナーへ当協会職員を講師として派遣しています。当協会の創業支援の取組み紹介を通じて、創業に関する知識習得を支援します。

2021年度は、4の連携機関に延べ9回派遣しました。



2021年10月16日 愛媛信用金庫創業セミナー

#### ● 学生向けの創業に関する講義

愛媛県内の大学、専門学校において創業に関する講義を実施しています。当協会職員が創業計画の作り方や保証協会の役割について説明する他、事例に基づいたグループワークを行いました。

2021年度は、2回講義を実施しました。



2021年9月15日 松山ビジネスカレッジでの講義

#### ● 専門家派遣

中小企業診断士や公認会計士、ITコーディネーター等の外部専門家を派遣しています。経営支援強化促進事業を利用する場合、専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。創業前と創業後併せて計6回までご利用いただけます。

2021年度は、210企業に対して面談を行い、16企業に専門家を派遣しました。

#### ● フォローアップ

創業後に新たに生じた経営課題の解決を支援するため、創業アドバイザーが訪問面談し、一緒に解決方法を検討しています。

2021年度は89企業を訪問し、フォローアップを行いました。

»

当協会の業務について

## ■ 資金支援

創業に関する保証制度（全国統一・県制度）を活用し、創業時の資金調達を積極的に支援するほか、創業者の事業の早期安定を支援するため、2017年12月1日に「創業フォローアップ保証（セカンド）」を創設し、創業後に必要となった追加資金にも対応しています。

2021年度は全国統一・県制度にて1,037,676千円（226件）、セカンドにて109,300千円（18件）の保証を対応しました。

## 経営支援・再生支援の取組について

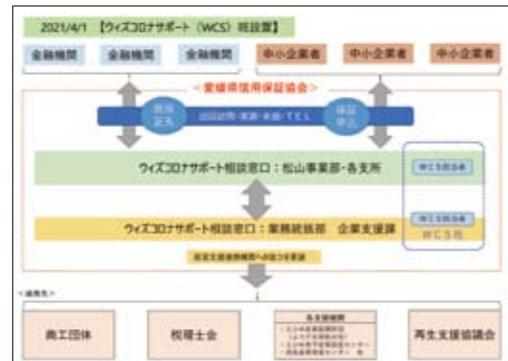
2018年4月に信用保証協会法が改正され、信用保証協会の業務に「経営支援」が追加されたことを踏まえて、当協会は地域経済を担う中小企業・小規模事業者にとって「役に立つ協会」となるために、経営改善や再生支援への対応を強化しております。

### ■ 当協会独自の取組

コロナ禍において、中小企業者が抱える多様な経営課題に迅速に対応するため、「ウィズコロナサポート相談窓口」を設置し、相談業務から保証取扱い後の期中支援を軸としたスピード感ある行動へと転換させるため、業務統括部企業支援課に「ウィズコロナサポート班」を設置いたしました。

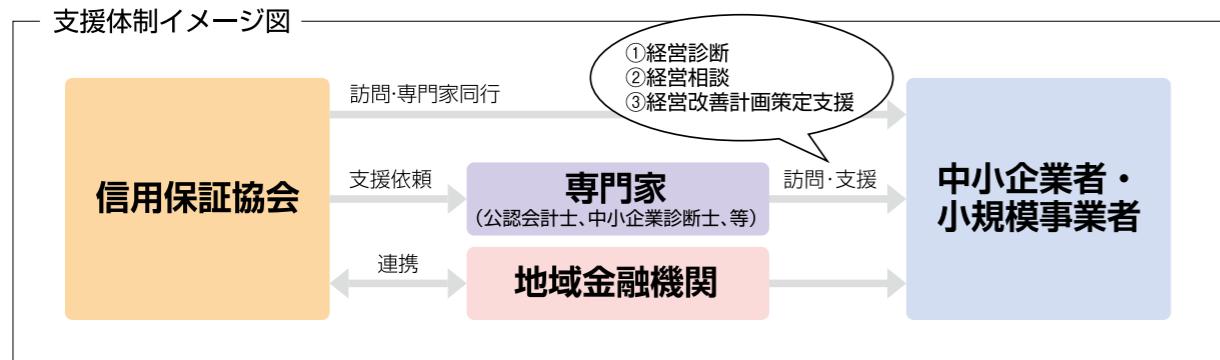
当協会職員が中小企業者を訪問することでコロナ禍における経営課題を掘り起こし、解決のために必要に応じて外部支援機関に対する仲介機能を発揮するなど、経営課題解決のハブ的役割を担い、中小企業者への経営支援をより効果的で実効性のあるものとします。

2021年度は876企業（1,180回）の訪問を行いました。



### ■ 経営支援強化促進事業

条件変更先や経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者を中心に、専門家による経営相談及び経営改善計画策定支援を行い、経営改善に向けたサポートをしています。専門家への相談に発生する費用は国の補助金と当協会が負担するため、利用者は自己負担なく、専門家に相談することができます。



#### ① 経営診断

専門家（公認会計士、中小企業診断士、ITコーディネータ等）が現状分析のほか、経営課題の抽出及び課

題解決の対応策を含む経営診断報告書を作成し、それをもとに事業者・金融機関・保証協会が目線を合わせて経営支援に取り組みます。

2021年度は8企業に専門家を派遣し、経営診断を行いました。

#### ② 経営相談

専門家が原則3回程度、中小企業・小規模事業者と面談し、経営課題に対する助言・指導を行います。

2021年度は、777企業に対して面談を行い、21企業に専門家を派遣しました。

#### ③ 経営改善計画策定支援

中小企業・小規模事業者の経営改善計画の策定を専門家が支援します。専門家による財務・事業DD（デューデリジェンス）による現状分析を踏まえて抽出した経営課題を解決するためのアクションプランや計画等を盛り込んだ経営改善計画書の作成を支援します。

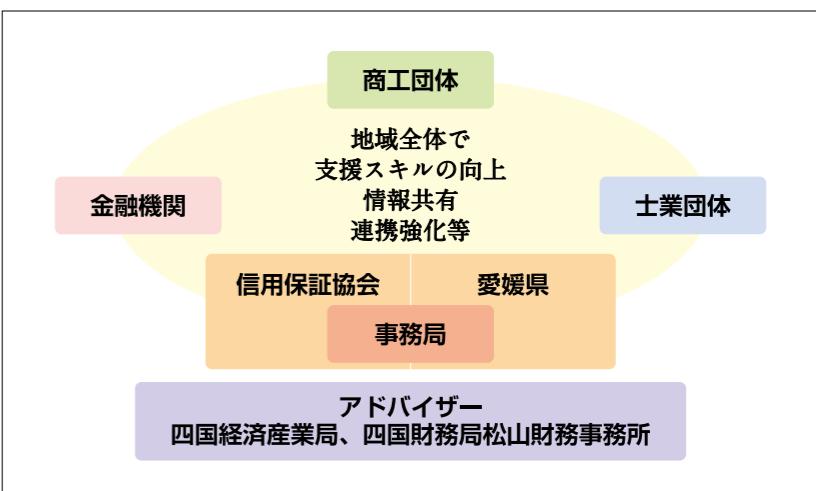
2021年度は2企業に専門家を派遣し、経営改善計画書の策定支援を行いました。

## ■ 愛媛県中小企業支援ネットワーク

### ● ネットワーク会議

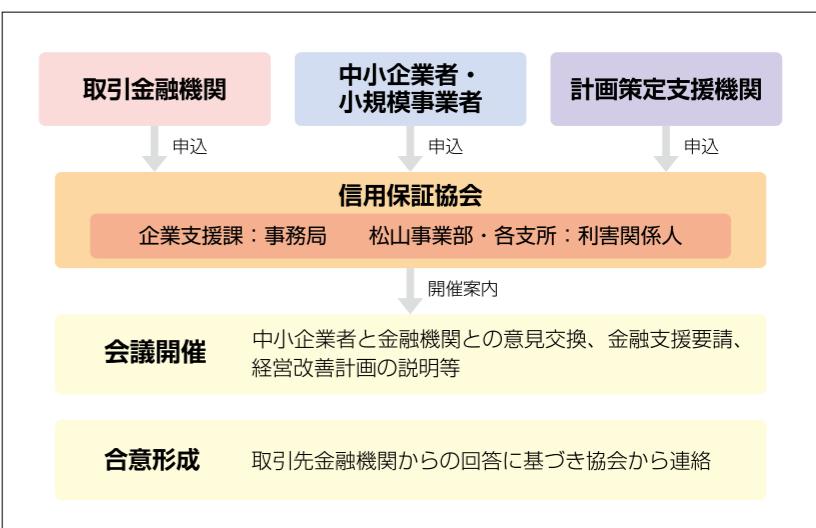
愛媛県と当協会が事務局となり、地域金融機関・政府系金融機関・商工団体・土業団体・自治体等を構成メンバーとして、経営改善や再生に対する目標や姿勢を掲げるため、普段から経営支援施策等の情報を共有することで、地域全体のための中小企業支援ネットワークを構築しています。

2021年度は1回開催し、情報提供や意見交換を行いました。



### ● 経営サポート会議

当協会が事務局となり、個別中小企業者の支援に向けた方向性について、中小企業・小規模事業者、取引金融機関、信用保証協会が集まり意見交換する枠組みです。中小企業者が複数の取引金融機関と調整する際に生じる費用や時間等の負荷を軽減でき、金融機関は他機関と支援の足並みを揃えやすいというメリットがあります。



2021年度は5回開催し、個別企業の支援策について意見交換等を行いました。

## 広報活動について

当協会では、中小企業の皆さんに「信用保証」について理解を深めていただき、より一層ご利用いただけます。様々な広報活動を行っています。

### ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に信用保証協会について知つていただくためにホームページを開設しております。信用保証協会に関する基本事項のほか、ご利用方法や各種保証制度のご紹介などを掲載しています。

また、金融機関ページを設けており、金融機関ご担当者向けに協会で使用する各種様式がダウンロードできます。

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>



### 保証月報の発行

定期刊行物として毎月1回「保証月報」を発行し、県内の金融機関、商工会議所等関係機関に配布しています。



### LINEアカウント

中小企業者や金融機関、その他の関係機関の皆さんに当協会のことをさらに知つていただくために、LINEによる広報を開始しました。



### 各種パンフレットの作成

携帯用の保証の手引書となるよう金融機関の実務担当者向けパンフレット「信用保証のご案内」や当協会の取組について漫画で紹介した「創業漫画」を作成しています。



金融機関向けパンフレット



創業漫画

### 各種リーフレットの作成

信用保証協会の仕組みを簡潔に紹介した中小企業のお客様向けリーフレット「信用保証制度のご案内」や創業支援資金と創業計画書作成にあたってのポイントをわかりやすく説明した創業者向けリーフレット「創業に関する信用保証のご案内」など、各種リーフレットを作成しています。



### ノベルティグッズの作成

今治タオルのタオルハンカチや付箋、カレンダーを作成し、配布しています。



### 広告の掲載

当協会や各種保証制度についてより多くの方に知つていただくため、愛媛新聞や関係機関誌等に広告を掲載しています。



愛媛県中小企業団体中央会65周年記念誌 2021年4月掲載



愛媛マンダリンパイレーツ 動画広告

## 事業概況

### 事業方針

当協会では、中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、国や県等の保証制度を活用した資金繰り支援体制に万全を期すとともに、経営課題を抱える中小企業者等に対して、早期の課題解決に対応するため、「ウィズコロナサポート班」を中心として、ウィズコロナの金融支援から経営支援に軸足を移していくこと、地域の活力を維持し、技術や雇用の確保を図るために、創業支援、事業承継などの取り組みを積極的に進めること、経営改善・再生支援に関しては、「経営支援強化促進事業」を活用し、専門家による経営相談及び経営改善計画策定などの支援を実施するとともに、中小企業再生支援協議会や金融機関と連携し、求償権放棄などの抜本的な支援にも取り組むことを事業方針として、次のような2021年度の事業計画を策定しました。

#### ① 保証計画

(1) 保証承諾	60,000百万円
(2) 保証債務残高	318,000百万円

#### ② 保証支援体制の強化

#### ③ 期中管理・経営支援の強化と事業承継の推進

#### ④ 求償権管理の充実と回収の促進

- ⑤ 広報活動の積極的対応
- ⑥ 多様化する業務に対応した職員能力の向上
- ⑦ システムの安定稼働
- ⑧ コンプライアンス態勢の充実及び強化

### 県下の経済金融情勢

2021年度の県内経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の浸透などから、感染第5波の後は感染の広がりも落ち着きを見せ、個人消費も緩やかに持ち直しの動きが続き、回復基調にありました。

県内金融機関の貸出残高は、中小企業向け貸出に一服感があるものの、海運業向け貸出の増加により前年を上回っており、貸出約定平均金利は低下トレンドが続いている。

2021年度の県内の企業倒産（負債額1千万円以上）は件数、負債金額とも前年を上回り、当協会の代位弁済額についても前年を上回っています。

### 当期の業績

2021年度の業績は次のとおりとなりました。

#### (1) 保証承諾

		対前年比
件 数	4,713件	24.93%
金 額	49,566百万円	18.97%

国による信用保証料補助や自治体による利子補給など手厚い中小企業支援施策があった「新型コロナウイルス感染症対策資金」が2020年度をもって終了したことにより、その反動から資金需要は大幅に減少したため、2021年度の保証承諾は前年度を件数で14,189件、金額で211,690百万円下回りました。

#### (2) 保証債務残高

		対前年比
件 数	32,148件	100.43%
金 額	320,949百万円	96.22%

「新型コロナウイルス感染症対策資金」の融資実行が2021年度に繰越したため、2021年4月には342,107百万円と過去最高額の保証債務残高となり

### (3) 代位弁済

		対前年比
件 数	163件	114.79%
金 額	1,748百万円	190.21%

### (4) 求償権

#### ① 対債務者回収

		対前年比
件 数	54件	51.43%
金 額	680百万円	110.39%

#### ② 帳簿上求償権

		対前年比
件 数	98件	55.68%
金 額	391百万円	124.92%

#### ③ 求償権償却

		対前年比
件 数	224件	111.44%
金 額	1,613百万円	150.61%

#### (5) 基本財産

	前期末	当期中増加額	当期中減少額	当期末
基 金	3,571,536	0	0	3,571,536
基 金 準 備 金	9,688,102	480,838	0	10,168,940
計	13,259,638	480,838	0	13,740,476

以上の結果、当期収支差額は961百万円となり、480百万円を収支差額変動準備金へ、残り481百万円を基金準備金へそれぞれ繰り入れを行いました。

これにより、基金と基金準備金を合わせた基本財産は、13,740百万円（対前年度比103.63%）となりました。

### 2021年度経営計画の達成に関しての評価及び公表

業務運営に係る経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

2021年度の外部評価報告書につきましては、当協会のホームページに掲載する予定です。

また、これをピークに減少に転じました。期末保証債務残高では、前年度を件数で137件上回っていますが、金額では12,592百万円下回っています。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、業績改善に至らない先の倒産の増加により、前年度を件数で21件、金額で829百万円上回りました。

なお、代位弁済率は保証債務平均残高比0.53%と前年度の0.33%を上回りました。

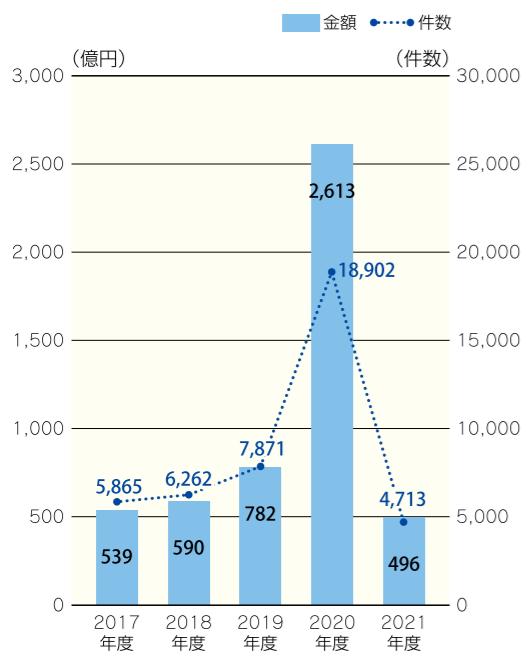
担保や第三者保証人のない回収財源の乏しい求償権の累増とともに、求償権の質的劣化も進行している中、代位弁済後の早期着手を徹底するとともに、損害金軽減や連帯保証債務免除等も活用した一括回収に努めた結果、前年度を64百万円上回りました。

代位弁済額の増加により、帳簿上求償権は対前年金額比124.92%と78百万円増加しました。

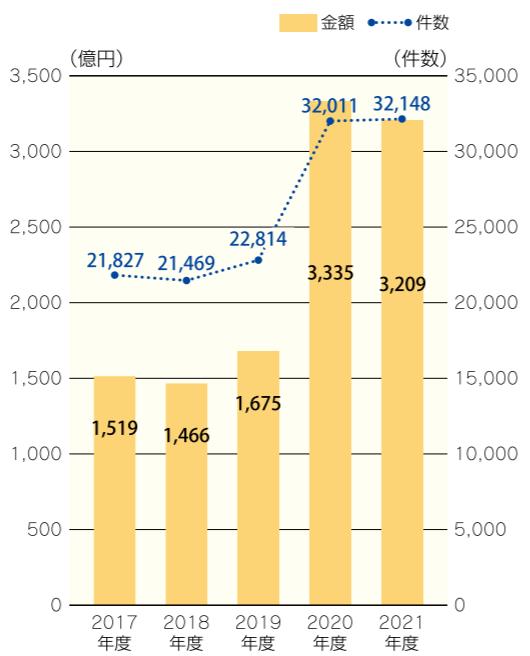
## 信用保証実績

### ■ 最近5年間の保証状況

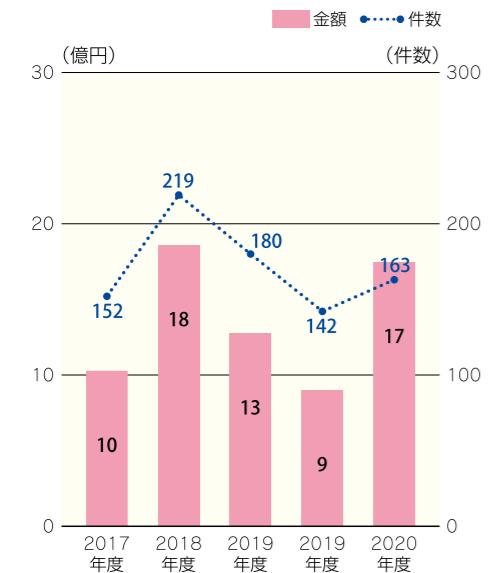
#### 保証承諾



#### 保証債務残高



#### 代位弁済



#### 回収



### ■ 2021年度保証状況

#### 本・支所別

(単位：件、百万円、%)

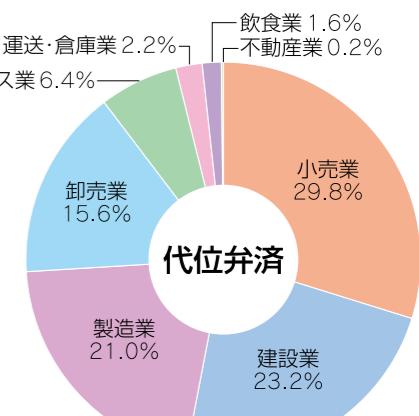
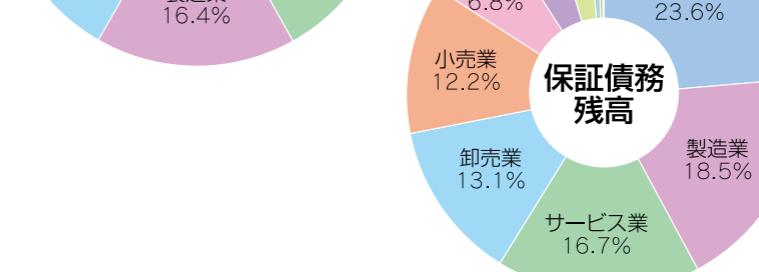
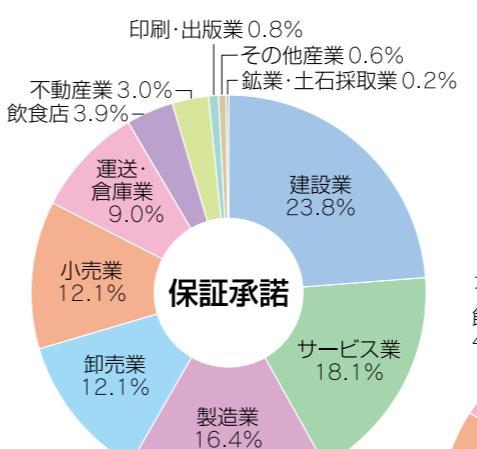
	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
本 所	2,339	24,282	19.98	14,865	149,818	97.51	66	612	125.94
新居浜	878	8,300	11.97	7,583	78,818	93.79	56	596	270.16
今治	655	8,994	23.43	4,585	48,059	99.42	14	157	138.73
八幡浜	409	4,297	25.62	2,576	23,815	93.88	8	79	409.44
宇和島	432	3,694	24.23	2,539	20,439	92.23	19	304	378.90
合 計	4,713	49,566	18.97	32,148	320,949	96.22	163	1,748	190.11

#### 金融機関群別

(単位：件、百万円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
都 市 銀 行	4	122	48.90	21	449	97.98	0	0	—
地 方 銀 行	1,562	20,639	15.43	12,770	165,109	96.71	77	1,022	187.54
第 二 地 銀	1,725	19,888	22.50	11,560	107,506	95.07	63	554	167.72
信 用 金 庫	1,417	8,790	22.65	7,761	47,623	97.02	23	171	391.14
政府系・その他	5	127	503.17	36	261	135.18	0	0	—
合 計	4,713	49,566	18.97	32,148	320,949	96.22	163	1,748	190.11

#### 業種別



## 保証利用状況

### 保証利用企業者数・保証利用度



## 経営者保証に関するガイドラインについて

「経営者保証に関するガイドライン」は中小企業・小規模事業者等の経営者保証に関する契約時及び履行時等における対応について中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として策定・公表されたものです。

当協会では、同ガイドラインの趣旨を踏まえ、2018年4月1日から経営者保証を不要とする保証の取扱いを開始しています。

2021年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

### 「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

①	信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む）	4,713件
②	無保証人で信用保証を承諾した件数（法人・個人を含む）	1,618件
③	信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合（法人・個人を含む）	34.3%
④	既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	36件
⑤	「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	10件
⑥	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	9件
⑦	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	159件
⑧	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	233件
⑨	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	0件
⑩	⑥～⑨合計	401件

## 貸付条件変更の取組について

当協会では、2009年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に理解した上で、中小企業のお客さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでまいりました。

同法は2013年3月で期限を迎えたが、引き続き金融機関との連携を強化し、債務の一本化による返済負担軽減など、資金繰り円滑化に向けた課題解決へ取り組んでまいります。

### 返済緩和に係る貸付条件変更実績

	2020年度		2021年度	
	実 績	対前年度比	実 績	対前年度比
件 数	1,756	107.66	1,679	95.62
金 額	20,105,963	103.88	18,842,002	93.71

## セーフティネット保証の取組について

取引先の倒産や金融機関の破綻、業界不振等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し経営の安定を図るために資金をセーフティネット保証で支援しています。

本保証は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当することを要し、中小企業者住所地の市町長の認定書を取得し、お申込みしていただくこととなります。

本制度をご利用の場合、保証限度額は一般保証とは別枠で2億8,000万円までとなります。保証料率は割安な一律料率（1号～4号、6号）0.8%（5号、7号～8号）0.7%が適用されます。

2021年度の承諾実績は、1,312件、18,604百万円（同年度全承諾額の37.5%を占める）で推移しました。

セーフティネット5号については、業況の悪化している業種を指定業種対象とし、四半期毎に指定業種が見直しされています。

2022年4月1日から2022年6月30日までの2022年度第一回半期は、473業種が指定業種とされました。（1号～8号の認定要件については、別途協会ホームページ又はパンフレットなどをご参照ください。）

## 相談窓口について

当協会では、大型倒産や金融機関の破綻・自然災害など多くの中小企業者が影響を受けると思われる事由が発生した場合、その都度迅速に『特別相談窓口』を本・支所に開設し、中小企業者からのお問い合わせを受けています。2022年6月1日現在で設置している特別相談窓口は次の通りですので、お気軽にご利用ください。

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 金融機関紹介に関する相談窓口
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- 日野自動車サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口

## 2021年度トピックス

4月

### ■「債権管理部」創設

4月1日より、債権管理部門を本所に統合し、「債権管理部」を新設いたしました。管理回収業務を一元管理するなど効率性を重視しつつ、実情に応じた柔軟な手法により回収促進に努めます。

### ■「伴走支援型特別保証制度」創設

4月1日より、「伴走支援型特別保証制度」の取扱いを開始しました。  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るとともに、金融機関が中小企業者に対して継続的な伴走支援を実施することにより、経営の安定や生産性の向上を図ることを目的として創設された制度です。

### ■「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」創設

4月1日より、「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」の取扱いを開始しました。  
新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、早期の事業再生に向けた取り組みを促すため、指定する支援機関等の指導・助言を受けて作成した事業再生計画等に基づき、経営改善に取り組む中小企業者の資金調達をサポートする制度です。

6月

### ■「創業者向け冊子」リニューアル

当協会の取り組みについて漫画で紹介した創業者向け冊子を作成いたしました。すでに開業された方の体験談を取材した記事も掲載しています。

創業者の方にとって、より身近な存在となることを目指して取り組んでいます。



7月

### ■ 2020年度感謝状贈呈式を開催

1985年度から信用保証付融資に優秀な実績を上げられた県下金融機関の店舗に対して感謝状の贈呈を行っております。

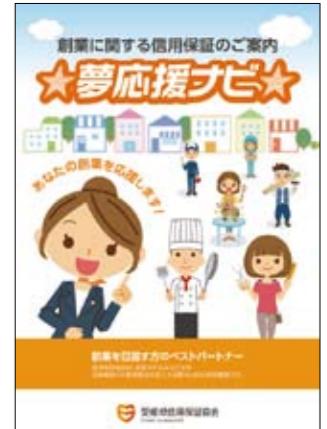
2020年度感謝状贈呈店舗は、40店舗を選考し、感謝状の贈呈を行いました。



12月

### ■ 「創業に関する信用保証のご案内☆夢応援ナビ☆」リニューアル

創業をご検討されている方や開業後間もない方への創業支援資金や創業計画書作成にあたってのポイントをよりわかりやすくご紹介するため、創業者向けリーフレット「創業に関する信用保証のご案内☆夢応援ナビ☆」をリニューアルいたしました。



## 2022年度経営計画

### 重点課題

#### 1. 保証部門

##### (1)金融機関・関係機関などと連携した事業継続支援

金融機関・商工団体・地方公共団体などとの連携を密にし、タイムリーに支援策を共有することで中小企業者等の事業継続支援に取り組みます。また、金融機関と中小企業者等の業況や経営課題などの情報交換を行なうながら、ニーズに応じた各種支援を積極的に実施するとともに、金融仲介機能を果たすように努めます。

##### (2)コロナ禍における適切かつ柔軟な保証提供による資金繰り支援

環境変化に伴う実態把握に努めるべく、企業訪問や経営者との面談を積極的に行い、当該企業の非財務情報の収集により事業性や将来性を十分に評価し、プロパー融資との適切なリスク分担を図りながら柔軟な保証提供に努めます。

中小企業者等の事業継続に支障が生じないよう、新年度から新たに創設された愛媛県が信用保証料の一部補助を行い、新たな資金ニーズへの対応と既往借入金の集約化による返済の負担軽減を目的とする県制度融資「緊急経済対策特別支援資金（伴走支援枠）」を積極的に活用します。

突発的な売上減少など予期せぬ事態に備えるため、最長3年の期日一括返済を可能とする疑似資本性ローン「財務体質強靭化保証（ホールド5000）」を活用し資金繰りの安定化を図り、その間に経営改善に取り組むことができるよう支援します。

##### (3)地方創生などへ貢献するための各種保証制度の活用

創業者及び創業予定者については、「創業支援チーム」を中心となり、関係機関などが開催する創業セミナーに積極的に参加し、保証協会の取り組みを周知し、県の新事業創出支援資金などを活用した金融支援に取り組みます。

小規模事業者については、地方公共団体の施策による低利融資制度や「小口零細企業保証」などの積極的な推進により、引き続き資金調達と経営の安定化に取り組みます。

事業承継を検討している中小企業者等については、一定の要件の下で経営者保証を不要とする「事業承継特別保証」や「経営承継借換保証」などの制度について関係機関への周知を強化し、同制度による保証対応により事業承継の円滑化に努めます。

#### 2. 期中管理・経営支援部門

##### (1)ウィズコロナ時代における支援体制の整備

中小企業者等の抱える経営課題も多様化するなか、協会主導で行う経営支援の対象を保証付き融資メインとし「ウィズコロナサポート班」が中心となり、金融機関と情報共有し目標を合わせた企業訪問や経営者との面談を積極的に実施し課題抽出に取り組み、課題の把握と解決に向けた支援に努めます。

既に経営改善計画策定支援や経営診断を行っている企業に対しては、本部主導による業績のモニタリングや個別の改善策のプラッシュアップなど定期的なフォローアップを重点的に取り組み、専門性の高い経営課題については外部専門家の活用やよろず支援拠点など関係支援機関との連携により中小

企業者等の経営改善をサポートします。

中小企業支援ネットワーク会議及び県内の経済団体、金融機関、関係支援機関で構成する「チームえびす」の連絡会議への参加を通じ、中小企業者等の経営改善・再生支援に向けて関係機関の支援策の共有を図り、経営サポート会議の活用により、個々の中小企業者等の実態把握に努め、金融機関との連携を図りながら経営支援に取り組みます。

地域の中小企業者等に対し、新規創業・新事業展開等の事業を支援する「公益財団法人えひめ産業振興財団」と業務連携・協力に関する覚書を締結し関係性の深化を図り、各種支援対象者の相互紹介や必要に応じて情報交換会を実施することで効果的な支援に繋げます。

##### (2)ライフステージに応じた経営支援の実施

創業期については、「創業支援チーム」が中心となり、創業時の相談・計画策定及び金融支援を行うとともに、創業後もフォローアップを継続することでシームレスな伴走支援を実施します。

成熟期については、金融機関と連携し企業訪問することにより早期の実態把握に努め、必要に応じて「超長期借換保証（スーパー・ランディング20）」や経営支援型の保証制度を活用した正常化に積極的に取り組み、資金繰り支援と経営支援を一体とした継続的な支援を行うほか、個別企業の実情を踏まえた返済猶予など柔軟な条件変更対応により代位弁済の抑制に繋げます。

衰退期については、地域経済への影響も考慮しつつ、引き続き中小企業活性化協議会や金融機関と連携し、求償権放棄、不等価譲渡及び資本的劣後債権への転換等抜本的な再生支援や、新たに運用が開始される「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の活用のほか、「経営者保証ガイドライン」適用による保証債務整理にも適切に取り組みます。また、やむを得ず事業を廃業・清算する中小企業者等に対しては、支援機関の関与による廃業型特定調停など、円滑な廃業支援に取り組みます。

##### (3)事業承継支援の推進

保証利用がある60歳以上の経営者に対し本部主導で事業承継に係るアンケートの実施や、本部と現場が連携して経営者との面談時に事業承継に対する対話をを行い、経営者に事業承継に関する気付きの機会を提供します。

事業承継に課題を抱える中小企業者等には、愛媛県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、円滑な事業承継を支援します。

##### (4)経営支援の質の向上

経営支援事例の共有、協会内中小企業診断士を活用する内部研修の開催、OJT及び専門家派遣先への同行を積極的に実施し職員のスキルアップに取り組みます。

経営支援の効果的な実施のため、経営支援強化促進事業を利用した中小企業者に対してNPSアンケートを活用して満足度調査を行い、今後の経営支援業務の方針や支援内容への反映に努めます。

経営改善計画策定支援先や経営診断先の財務情報を、ローカルベンチマークの指標や蓄積したCRDデータをもとに分析を行い、効果測定の開始に向けた準備を実施します。

### 3. 回収部門

#### (1)回収方針の早期立案と初動対応の徹底

期中管理部門と連携を図り代位弁済時に関係人の現況把握に努め、知り得た情報をもとに関係人の実情を踏まえた回収方針を早期立案し、速やかに着手することで効果的な回収を図ります。

#### (2)債務者などの実情に即した柔軟な対応

代位弁済後も事業を継続しながら誠実な返済を進めている先には、再チャレンジの目線を取り入れ求償権消滅保証などを活用した事業再生支援を行います。

関係人の定期的な調査による回収方針の見直しを行い、定期回収の底上げ、損害金軽減による一括弁済、一部弁済による連帯保証債務免除など、関係人の実情に即した柔軟な対応により回収の最大化を図ります。

#### (3)管理コストを考慮した効率的な管理回収の実施

完済見込みのない定期弁済先や担保処分が進んでいない求償権については管理コストを考慮した回収方針の適時見直しを進め、効率的な回収を図り、債権管理の選択と集中を行います。

回収不能と判断する求償権については、速やかに管理事務停止・求償権整理の手続きを行い、限られた人員と時間を回収可能な求償権に集中させます。

### 4. その他間接部門

#### (1)効果的な広報活動の展開

ホームページやLINE@の適時・適切な更新により、中小企業者等及び関係支援機関などに最新情報を迅速に届けるとともに、広報誌の発刊により効果的に魅力ある情報を発信します。また、各種メディアを有効に活用し信用保証協会の役割・活動について積極的に情報発信することで、当協会の認知度の更なる向上に努めます。

#### (2)多様化する業務に向けた人材育成

信用保証協会の求められる役割が多様化するなか、外部研修である全国信用保証協会連合会の目的別・階層別研修に参加し、職員の幅広い業務知識の修得や専門的知識の向上に努めます。

経営支援に係る専門的な能力向上のため、外部専門家によ

る内部研修の開催や経営改善・事業承継などの支援事例の共有を図るとともに、OJTや専門家派遣事業への同行など実体験の積み重ねによる職員のスキルアップに取り組みます。

#### (3)システムの安定稼働

当協会は独自システムを構築しており、更なるシステムの充実を図るべく各方面からの情報収集に努めるとともに、基幹システム機器などの更新を行うことでシステムの安定稼働を堅持します。

信用保証業務の電子化に伴うシステム改修においても、効率的な保証事務運用が実施できるよう事前検証を徹底し万全の体制で取り組みます。

将来的な協会業務の統一化を考慮し、2021年7月に着手した全国的な共同システムへの移行手続きを堅実に進めています。

#### (4)コンプライアンス態勢の充実及び強化

コンプライアンスの意識向上を図るために、コンプライアンスプログラムに基づく研修の実施や啓蒙活動に取り組みます。

コンプライアンス委員会及びコンプライアンス担当者会議において、社会変化に即した法令などの遵守状況やコンプライアンスに対する浸透状況を確認検証していくことにより、コンプライアンス態勢の強化に努めます。

#### (5)危機管理への対応

新たな感染症など災害への対応について、職員に対し適宜行動指針の周知徹底を図るとともに、円滑な業務の継続実施のために感染防止策や職場環境の整備に加え、規程・通知などの適時見直しに努めます。

危機管理の実効性を高めるため、定期的に防火・防災訓練を行うとともに、データのバックアップ体制やシステム復旧機能の検証を実施し、有事における事業継続への意識浸透を図ります。

#### (6)SDGsの普及・達成への取り組み

SDGs債への投資などを通して、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取り組みを行います。

職員に対しSDGsの普及に向けた啓蒙活動を実施します。また、環境保全や省エネルギーに関する社会貢献活動などの協賛事業にも積極的に参加し、地域貢献に努めます。

### 業務計画

(単位：百万円、%)

区分	金額	前年度実績比
保証承諾	48,000	96.8
保証債務残高	292,000	91.0
代位弁済	2,700	154.5
実際回収	580	85.3

(単位：百万円)

基本財産	年度末残高
基金	3,571
基金準備金	10,187
合計	13,758

(単位：百万円)

支出の部	収入の部
科 目	金 額
<b>経常支出</b>	
業務費	1,021
借入金利息	0
信用保険料	1,412
責任共有負担金納付金	0
雑支出	200
<b>計</b>	<b>2,633</b>
<b>経常外支出</b>	
求償権償却	2,110
責任準備金繰入	1,868
求償権償却準備金繰入	361
その他	8
<b>計</b>	<b>4,347</b>
<b>制度改革促進基金取崩額</b>	<b>0</b>
<b>当期収支差額</b>	<b>184</b>
<b>合 計</b>	<b>7,164</b>
	<b>合 計</b>

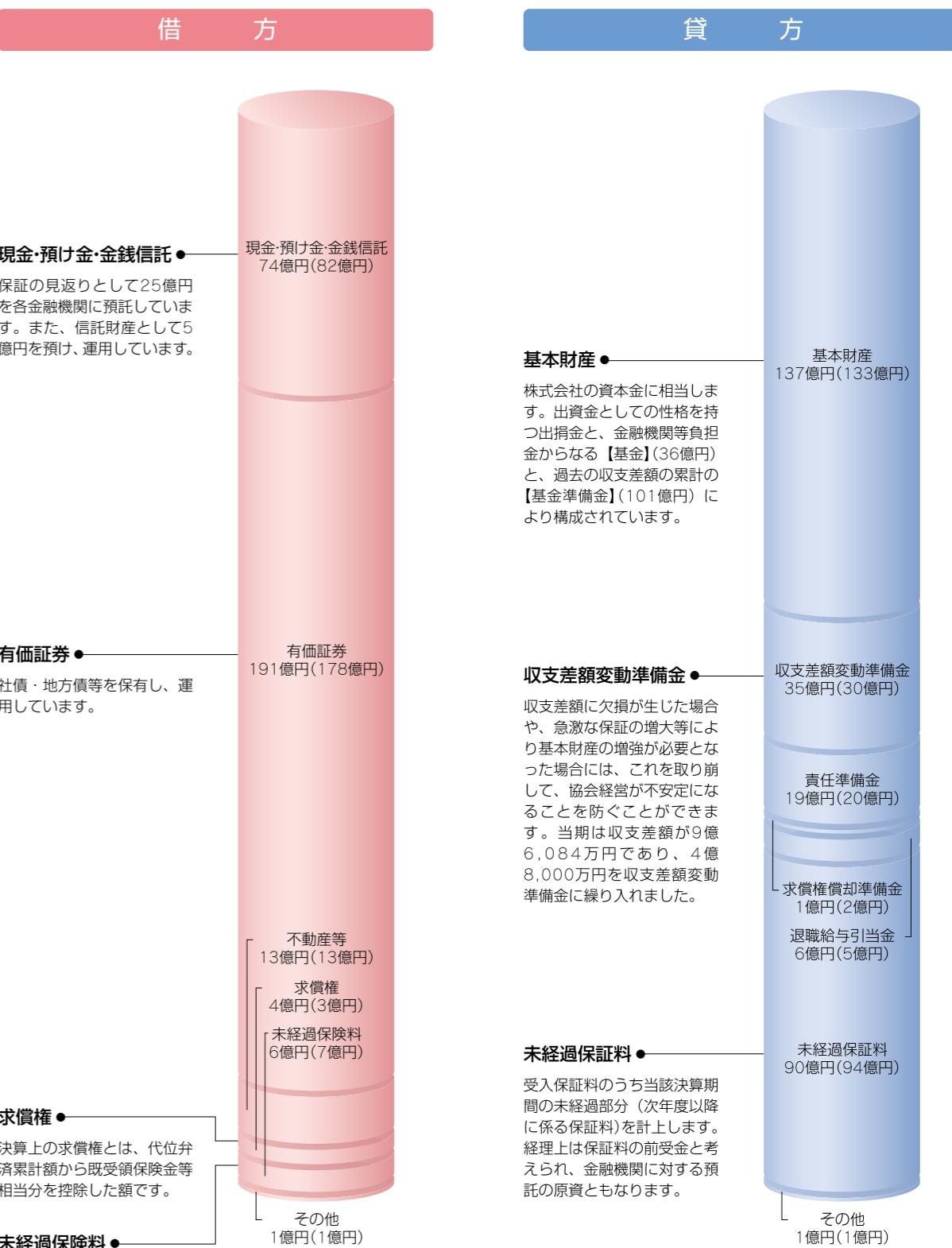
## 2021年度貸借対照表(図解)

### 貸借対照表

(2022年3月31日現在 単位:千円、%)

借 方		貸 方					
科 目	2020年度	2021年度	対前年度比	科 目	2020年度	2021年度	対前年度比
現金	484	498	102.9	基本財産	13,259,638	13,740,476	103.6
現金	484	498	102.9	基金	3,571,536	3,571,536	100.0
小切手	0	0	-	基金準備金	9,688,102	10,168,940	105.0
預け金	8,156,164	6,872,352	84.3	制度改革促進基金	0	0	-
当座預金	0	0	-	収支差額変動準備金	3,003,010	3,483,010	116.0
普通預金	2,101,158	1,032,346	49.1	責任準備金	2,002,028	1,925,692	96.2
通知預金	0	0	-	求償権償却準備金	167,064	116,079	69.5
定期預金	6,055,000	5,840,000	96.4	退職給与引当金	515,383	551,061	106.9
郵便貯金	6	6	100.0	損失補償金	0	0	-
金銭信託	0	500,000	-	保証債務	333,541,115	320,948,593	96.2
有価証券	17,833,304	19,147,348	107.4	求償権補てん金	0	0	-
国債	0	0	-	保険金	0	0	-
地方債	9,302,912	9,202,912	98.9	損失補償補てん金	0	0	-
社債	8,529,392	9,943,436	116.6	借入金	0	0	-
株式	1,000	1,000	100.0	長期借入金	0	0	-
受益証券	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
その他有価証券	4,682	5,280	112.8	短期借入金	0	0	-
新株予約権	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
ファンド出資	4,682	5,280	112.8	収支差額変動準備金造成資金	0	0	-
動産・不動産	1,295,717	1,267,659	97.8	難勘定	9,456,303	9,095,678	96.2
事業用不動産	1,276,359	1,254,800	98.3	仮受金	6,287	75,387	1,199.0
事業用動産	19,359	12,860	66.4	保険納付金	85,101	38,849	45.7
所有動産・不動産	0	0	-	損失補償納付金	9,574	3,287	34.3
損失補償金見返	0	0	-	未経過保証料	9,350,114	8,976,255	96.0
保証債務見返	333,541,115	320,948,593	96.2	未払保険料	2,775	740	26.7
求償権	312,689	390,869	125.0	未払費用	2,452	1,161	47.4
譲受債権	0	0	-				
難勘定	800,386	727,989	91.0				
仮払金	20,151	2,257	11.2				
保証金	0	0	-				
厚生基金	75,281	68,979	91.6				
連合会出資金	0	0	-				
連合会勘定	1,572	2,173	138.2				
未収利息	25,541	27,809	108.9				
未経過保険料	677,841	626,771	92.5				
合 計	361,944,541	349,860,589	96.7	合 計	361,944,541	349,860,589	96.7

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。



※( )内は前期の数字  
※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、このグラフからは除いてあります。  
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

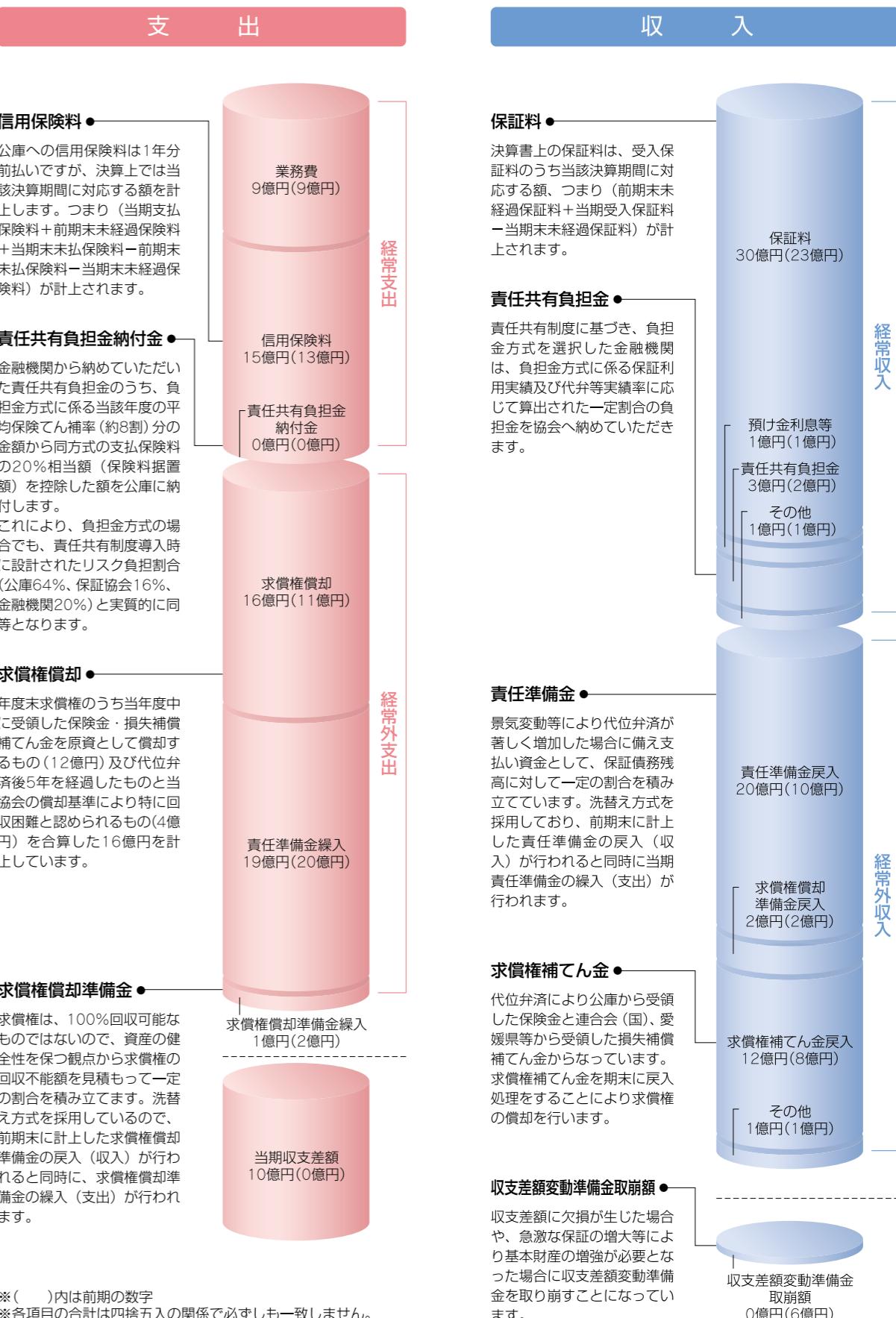
## 収支計算書

(2022年3月31日現在 単位：千円、%)

支 出		収 入					
科 目	2020年度	2021年度	対前年度比	科 目	2020年度	2021年度	対前年度比
経常支出	2,205,611	2,348,074	106.5	経常収入	2,677,701	3,480,459	130.0
業務費	925,006	884,308	95.6	保証料	2,259,995	3,021,660	133.7
役職員給与	462,289	468,468	101.3	預け金利息	1,404	1,437	102.4
退職給与引当金繰入	41,698	46,079	110.5	有価証券利息・配当金	118,418	124,874	105.5
その他人件費	137,233	115,724	84.3	調査料	0	0	-
旅費	2,656	4,060	152.9	延滞保証料	8,799	9,213	104.7
事務費	145,957	116,701	80.0	損害金	30,152	25,225	83.7
賃借料	46,957	41,286	87.9	事務補助金	46,407	28,312	61.0
動産・不動産償却	29,766	29,710	99.8	責任共有負担金	207,432	261,857	126.2
信用調査費	11,663	17,972	154.1	雑収入	5,094	7,880	154.7
債権管理費	8,788	6,669	75.9				
指導普及費	13,552	13,040	96.2				
負担金	24,449	24,598	100.6				
借入金利息	0	0	-				
信用保険料	1,280,605	1,463,766	114.3				
責任共有負担金納付金	0	0	-				
雑支出	0	0	-				
経常収支差額	472,089	1,132,385	239.9				
経常外支出	3,246,309	3,664,669	112.9	経常外収入	2,157,214	3,493,121	161.9
求償権償却	1,070,795	1,613,217	150.7	償却求償権回収金	80,081	98,986	123.6
譲受債権償却	0	0	-	責任準備金戻入	1,005,512	2,002,028	199.1
有価証券償却	0	0	-	求償権償却準備金戻入	242,607	167,064	68.9
雑勘定償却	3,653	6,893	188.7	求償権補てん金戻入	828,952	1,193,809	144.0
退職金	2,769	2,571	92.8	保険金	797,553	1,151,414	144.4
責任準備金繰入	2,002,028	1,925,692	96.2	損失補償補てん金	31,399	42,395	135.0
求償権償却準備金繰入	167,064	116,079	69.5	補助金	0	0	-
その他支出	0	218	-	その他収入	61	31,235	51,204.9
経常外収支差額	△1,089,095	△171,547	15.8				
				制度改革促進基金取崩額	0	0	-
				収支差額変動準備金取崩額	617,006	0	0.0
当期収支差額	0	960,838	-				
収支差額変動準備金繰入額	0	480,000	-				
基本財産繰入額	0	480,838	-				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

## 2021年度収支計算書(図解)



## 財産目録

(2022年3月31日現在 単位：千円、%)

資産			負債				
科目	2020年度	2021年度	対前年度比	科目	2020年度	2021年度	対前年度比
現金	484	498	102.9	責任準備金	2,002,028	1,925,692	96.2
預け金	8,156,164	6,872,352	84.3	求償権償却準備金	167,064	116,079	69.5
金銭信託	0	500,000	-	退職給与引当金	515,383	551,061	106.9
有価証券	17,833,304	19,147,348	107.4	損失補償金	0	0	-
その他有価証券	4,682	5,280	112.8	保証債務	333,541,115	320,948,593	96.2
動産・不動産	1,295,717	1,267,659	97.8	求償権補てん金	0	0	-
損失補償金見返	0	0	-	借入金	0	0	-
保証債務見返	333,541,115	320,948,593	96.2	雑勘定	9,456,303	9,095,678	96.2
求償権	312,689	390,869	125.0				
譲受債権	0	0	-				
雑勘定	800,386	727,989	91.0				
合計	361,944,541	349,860,589	96.7	合計	345,681,893	332,637,103	96.2
				正味財産	16,262,648	17,223,486	105.9

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

## 基本財産

### ■ 基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の50倍と定められています。したがって、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

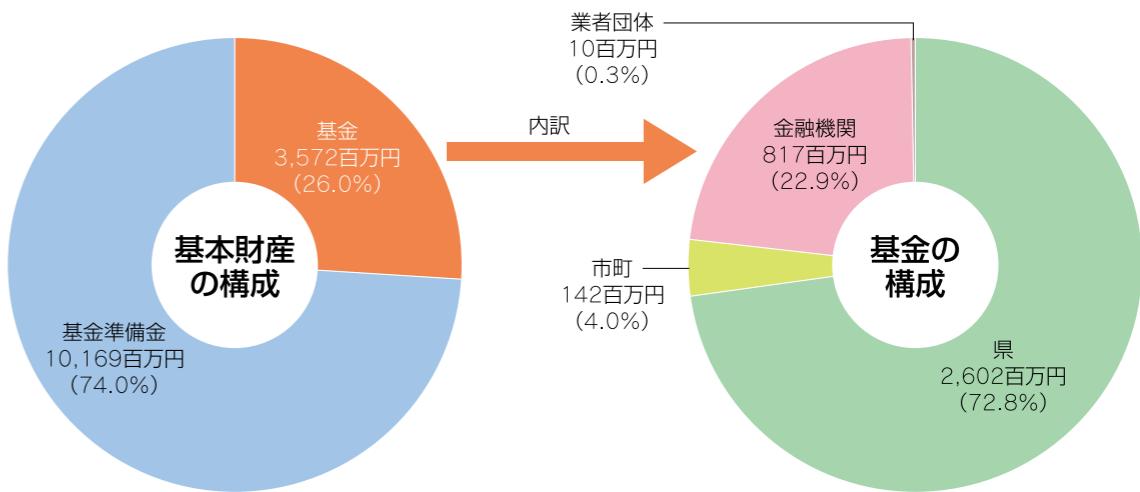
なお2021年度は、保証債務残高3,209億円に対して、基本財産は137億円で、実際倍率は23.4倍となりました。

### ■ 基本財産の構成

基本財産は、基金、基金準備金で構成されています。

- ①基金：県、市町から拠出いただいた出捐（しゅつえん）金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金：毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

### ■ 基本財産の内訳 (2022年3月31日現在)



(2022年3月31日現在)

基本財産	13,740百万円
①基 金	3,572百万円
地方公共団体出捐金	2,744百万円
金融機関等負担金・出捐金	828百万円
②基金準備金	10,169百万円

各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

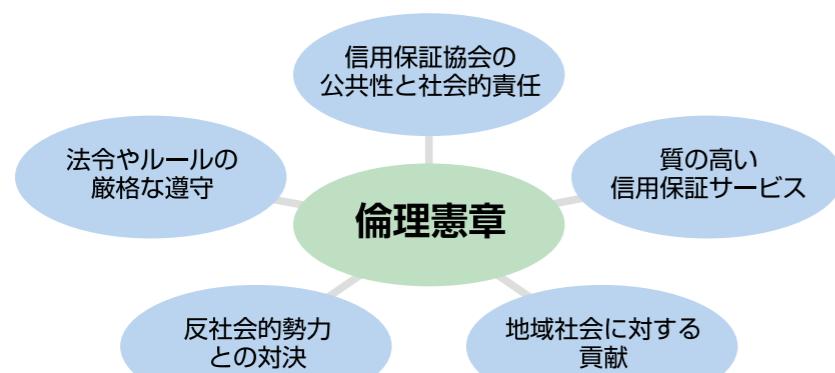
## コンプライアンス態勢

当協会が「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化を図り、我が国中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するという社会的使命を果たすためには、高い自己規律と社会からゆるぎない信頼の確立を図ることが不可欠です。

そのため、当協会では、以下の通り『愛媛県信用保証協会倫理憲章』を基本原則として定め、『具体的行動規範』に基づき、健全で透明性の高い業務運営に努めてまいります。

### ■ 愛媛県信用保証協会倫理憲章

- ① 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
- ② 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
- ③ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
- ⑤ 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



### ■ 具体的行動規範

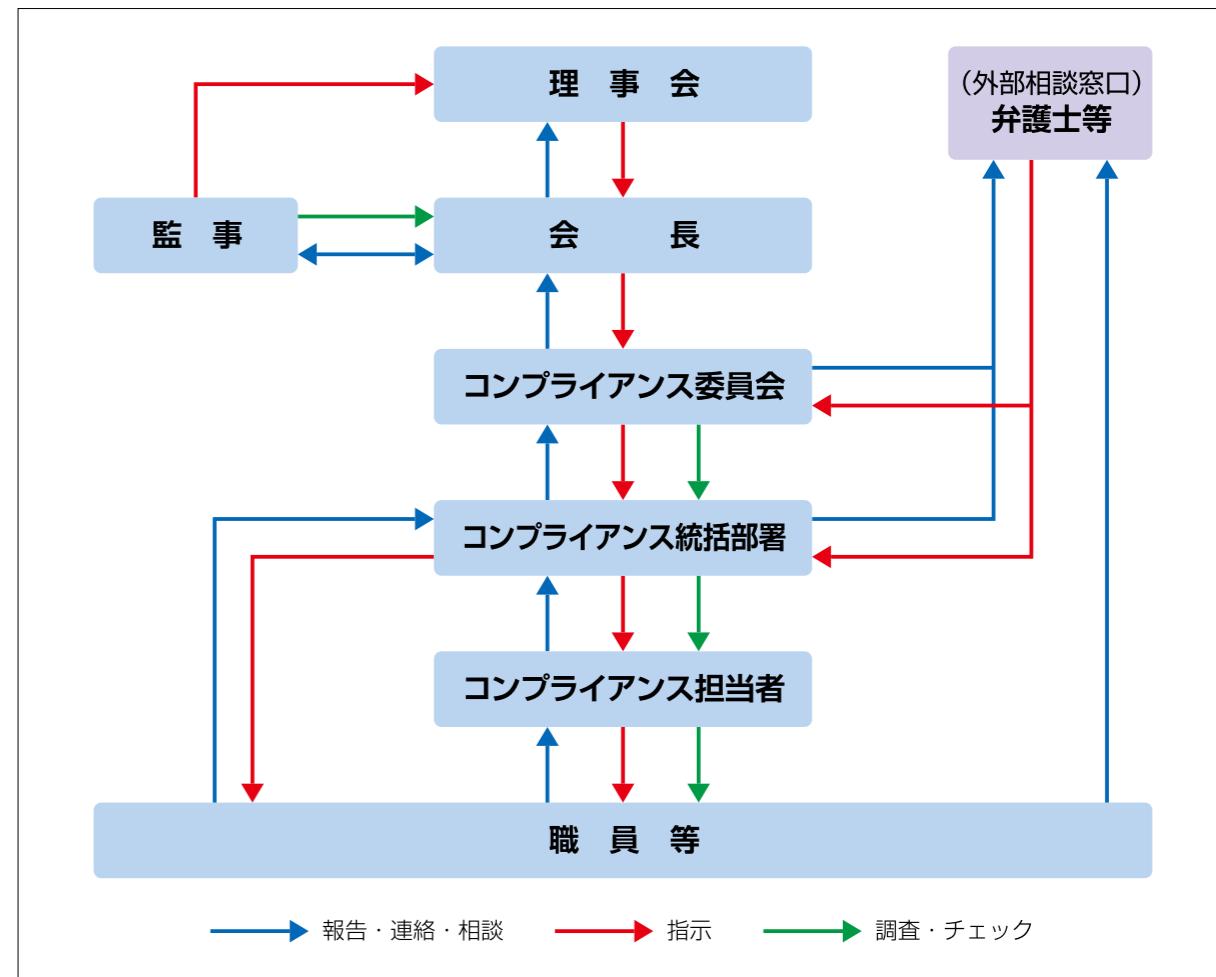
- |                    |                      |
|--------------------|----------------------|
| ① 法令・ルール等の遵守       | ⑥ 反社会的勢力(不当要求行為)との対決 |
| ② 誠実な職務の遂行         | ⑦ 外部からの苦情・トラブルへの対応   |
| ③ 守秘義務の履行          | ⑧ 職場秩序の維持            |
| ④ 職務上の地位と関係者との付き合い | ⑨ 違反行為の報告            |
| ⑤ コンプライアンス関連事項への対応 | ⑩ 懲罰                 |

### ■ コンプライアンスの取組

当協会では、全役職員がコンプライアンス及び関連マニュアル集を保有し、職員一人一人が法令等の遵守を常に心がける組織風土を醸成するとともに、法令等を遵守して業務を推進するため各種研修・啓蒙活動を行っています。

また、コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立、維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、毎年、具体的な行動計画を策定し、達成状況を的確に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定し、実践に結びつけています。

### ■ コンプライアンス組織体制図



### ■ 反社会的勢力の排除、金融斡旋業者等第三者介入の排除

当協会では、「反社会的勢力については断固として保証を行わない」に努めています。

その姿勢を明確にするため、愛媛県信用保証協会倫理憲章で宣誓しているほか、2009年7月からは信用保証委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、更なる取組みの強化を図っています。

また、信用保証業務の公正、公平性を保つため、金融斡旋業者等第三者が介在する保証申込もお断りしています。

## 個人情報保護への取組

当協会では、個人情報の適切な取扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また、当協会が取得する個人情報について適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報保護に係る取扱い等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

### ■ 個人情報保護宣言

愛媛県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針を取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

#### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

#### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

#### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

#### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

#### (5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

#### (6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は下記の当協会窓口に備置してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項をご記入の上、ご本人確認書類を添付して当協会窓口にご持参（または郵送）ください。

#### (7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6)(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続」をご覧下さい。

#### (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

#### (9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせは、次のとおり、松山事業部及び各支所にてお受けいたします。

受付窓口	住所	電話番号
松山事業部	松山市千舟町3丁目3番地8（千舟町スクエアガーデン内）	089-931-2118
新居浜支所	新居浜市一宮町2丁目4-8（商工会館内）	0897-33-8282
今治支所	今治市旭町2丁目3-20（商工会議所ビル内）	0898-23-0170
八幡浜支所	八幡浜市1590-22（商工会館内）	0894-22-2003
宇和島支所	宇和島市中央町1丁目9-10（愛媛新聞ビル内）	0895-22-6556

## 役員構成

(2022年4月1日現在)

会長	上甲俊史	常勤
専務理事	三好伊佐夫	常勤
常務理事	井手正一	常勤
常勤理事	上田哲生	常勤
理事	石田みか	税理士
理事	武智邦典	愛媛県市長会会長
理事	佐川秀紀	愛媛県町村会会長
理事	木綱俊三	八幡浜商工会議所会頭
理事	星加隆夫	西条商工会議所会頭
理事	城戸善浩	伊予商工会議所会頭
理事	村上友則	愛媛県商工会連合会会長
理事	服部正	愛媛県中小企業団体中央会会长
理事	三好賢治	伊予銀行頭取
理事	西川義教	愛媛銀行頭取
理事	八石玉秀	愛媛信用金庫理事長
理事	岡野高博	商工組合中央金庫松山支店長
監事	和泉省吾	常勤
監事	城戸猪喜夫	大洲商工会議所会頭
監事	山邊彰三	公認会計士

組織図

(2022年4月1日現在)



## ネットワーク

### 県内ネットワーク

当協会は本所と4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。

#### 本所

〒790-8651  
松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7~9階  
(総務部)  
総務課 TEL 089-931-2111代 FAX 089-931-2107  
電算課 TEL 089-931-2115 FAX 089-931-2170  
(業務統括部)  
保証企画課 TEL 089-931-2119 FAX 089-931-1026  
企業支援課 TEL 089-931-2114 FAX 089-931-1026  
(債権管理部)  
管理課 TEL 089-931-2128 FAX 089-931-2129  
代位弁済課 TEL 089-931-2117 FAX 089-931-2129  
(監査室) TEL 089-931-2180 FAX 089-931-2129

#### 〈松山事業部〉

保証一課・保証二課  
TEL 089-931-2118  
FAX 089-931-2174

[業務区域] 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町



#### 八幡浜支所

〒796-8691  
八幡浜市1590番地22  
八幡浜商工会館4階  
TEL 0894-22-2003  
FAX 0894-22-3137

[業務区域] 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町



#### 今治支所

〒794-0042  
今治市旭町2丁目3番地20  
今治商工会議所ビル5階  
TEL 0898-23-0170  
FAX 0898-23-0758  
[業務区域] 今治市・上島町



#### 新居浜支所

〒792-0025  
新居浜市一宮町2丁目4番8号  
新居浜商工会館2階  
TEL 0897-33-8282  
FAX 0897-33-8284  
[業務区域] 新居浜市・西条市・四国中央市



#### 宇和島支所

〒798-0040  
宇和島市中央町1丁目9番10号  
愛媛新聞ビル5階  
TEL 0895-22-6556  
FAX 0895-22-6583  
[業務区域] 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町



### 全国ネットワーク

信用保証協会は各都道府県および4市に計51の協会が設置されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約42兆円（2021年度末）、信用保証協会を利用している中小企業は約158万企業におよんでいます。

#### 北海道・東北地方

北海道信用保証協会  
青森県信用保証協会  
岩手県信用保証協会  
宮城県信用保証協会  
秋田県信用保証協会  
山形県信用保証協会  
福島県信用保証協会



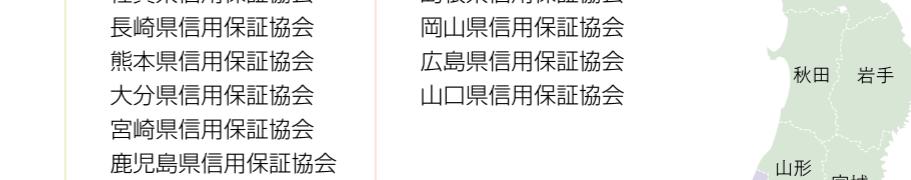
#### 九州・沖縄地方

福岡県信用保証協会  
佐賀県信用保証協会  
長崎県信用保証協会  
熊本県信用保証協会  
大分県信用保証協会  
宮崎県信用保証協会  
鹿児島県信用保証協会  
沖縄県信用保証協会



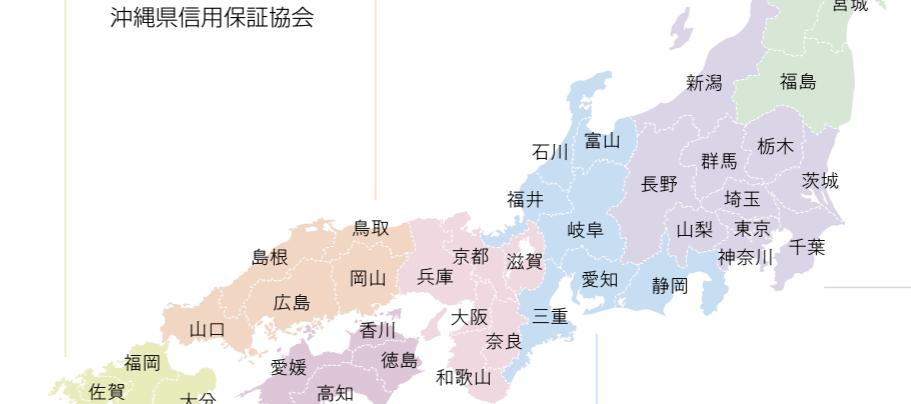
#### 中国地方

鳥取県信用保証協会  
島根県信用保証協会  
岡山県信用保証協会  
広島県信用保証協会  
山口県信用保証協会



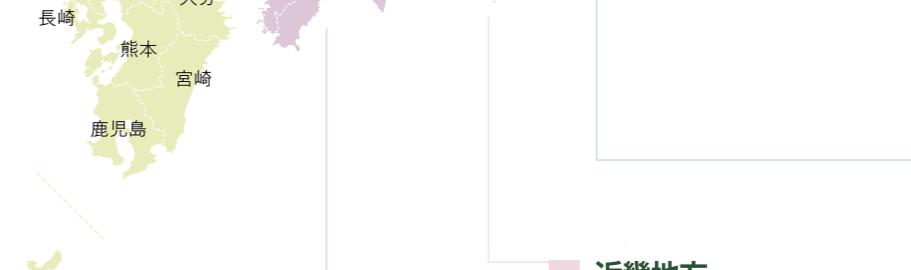
#### 関東・甲信越地方

新潟県信用保証協会  
茨城県信用保証協会  
栃木県信用保証協会  
群馬県信用保証協会  
埼玉県信用保証協会  
千葉県信用保証協会  
東京信用保証協会  
神奈川県信用保証協会  
横浜市信用保証協会  
川崎市信用保証協会  
山梨県信用保証協会  
長野県信用保証協会



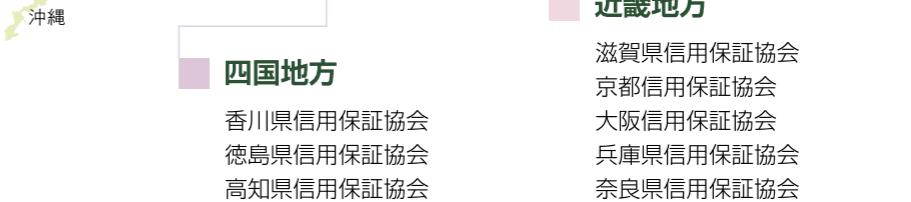
#### 東海・北陸地方

静岡県信用保証協会  
愛知県信用保証協会  
名古屋市信用保証協会  
岐阜県信用保証協会  
岐阜市信用保証協会  
三重県信用保証協会  
兵庫県信用保証協会  
富山县信用保証協会  
石川県信用保証協会  
福井県信用保証協会



#### 近畿地方

滋賀県信用保証協会  
京都信用保証協会  
大阪信用保証協会  
兵庫県信用保証協会  
奈良県信用保証協会  
和歌山县信用保証協会



#### 四国地方

香川県信用保証協会  
徳島県信用保証協会  
高知県信用保証協会  
愛媛県信用保証協会







愛媛県信用保証協会  
EHIME GUARANTEE